## ≪研究ノート≫

# 法学部による法教育への取組の一例 一朝日大学刑事法研究室モデル構築を目指して一

大野 正博

- I. はじめに
- Ⅱ. 『法教育』と『法学教育』
- Ⅲ. 朝日大学法学部刑事法研究室による「法教育」の試み
- Ⅳ. 課題と今後の展望―関係機関連携のさらなる充実―

#### I. はじめに

(1) 国民の司法教育に関しては、2001年6月12日「司法制度改革審議会意見書」において、「国民の期待に応える司法制度の構築」、「司法制度を支える法曹の在り方」、および「国民的基盤の確立」を改革の3本柱として掲げ、このうち「IV 国民的基盤の確立」を実現していくための条件整備として、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。このため、教育関係者や法曹関係者が積極的役割を果たすことが求められる」、「法や司法制度は、本来は、法律専門家のみならず国民全体が支えるべきものである上、今後は、司法参加の拡充に伴い、国民が司法の様々な領域に能動的に参加しそのための負担を受け入れるという意識改革も求められる。そのためには、学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図ることが望まれる。そこでは、教育関係者のみならず、法曹関係者も積極的な役割を果たすことが求められる」ことが提言さ

法学部による法教育への取組の一例—朝日大学刑事法研究室モデル構築を目指して一れ、司法制度改革推進計画においても、そのための所要の措置を講ずる こととされた。

これを受け、法務省においては、2003年7月29日に、わが国の学校教育等における司法および法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うことを目的として、『法教育研究会』(座長・土井真一京都大学大学院法学研究科教授)が設置され、2004年10月までに計16回の会議が開催されている。その後、『法教育研究会』における検討結果を踏まえ、さらにこれを発展させるべく、2005年5月18日に『法教育推進協議会』(第Ⅰ期(第1回~第14回)座長:土井真一京都大学大学院法学研究科教授、第Ⅱ期(第15回~第24回)座長:大村敦志・東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻長・第Ⅲ期(第25回~現在)座長:笠井正俊京都大学大学院法学研究科教授)が発足されるに至っている。

また,2006年12月22日「教育基本法」,2007年6月27日いわゆる 『教育3法』(『学校教育法』、『地方教育行政の組織及び運営に関する法 律』、『教育職員免許法及び教育公務員特例法』)の改正を受け、2008年 文部科学省は、学習指導要領改訂案により、教育課程の中での「法教育」を明確に位置づけた。

このような議論の流れのなかで、2000 年頃から法律系専門雑誌等では「法教育」に関する特集が組まれるようになり、法教育関連のテキスト等にも執筆者として、法律実務家や法学研究者が参加し、出版されるものが非常に増えるに至っている。そして、2009 年 12 月 6 日には、「法と教育学会」設立準備総会・シンポジウムが明治大学リバティタワー1011 教室で開催され、「法と教育学会」がすることになった。

(2) 岐阜県においてもこの様な動きに合わせ、県下における『法教育』を普及させるべく、『岐阜法教育研究会』が設立され、朝日大学が事務局を担うことになった。当該設立を記念し、2009年7月12日「国民の

司法参加と学校における法教育のあり方」と題し、「法教育公開シンポジウム」を開催した。また、同年より、「ジュニア・ロースクール」を朝日大学7階模擬法廷講義室を利用して毎夏に開催しており、2013年度で第5回を数えるに致っている。また、2010年より「法教育教材コンクール」を、さらに2012年からは、「法教育に関する作文コンクール」も実施し、幸いにも年々、応募数が増加している。

そして、2012 年度・2013 年度は、全国 2 例目として、京都府に続き、岐阜県においても、「法教育推進プロジェクト」が展開されることになった。なお、当プロジェクトについても、朝日大学が事務局を担当することになった。

(3) 「法教育」の担い手の中心は、何より小中高等学校における教諭であると思われる。これに法律実務家、教育学者や法学者等が如何にサポートしていくかが法教育を有効に展開していくうえでは、キーとなってこよう。しかし、それ以外にも教育学や法律学を学んでいる学生・大学院生等もその担い手として重要なのではなかろうかと考えられる。

そこで、これまでも岐阜県唯一の法学部を有する大学として、朝日大学は様々な「法教育」を展開してきたが、本稿においては、その1つの取り組みとして法学部生も参加する刑事法を素材とした連続的な「法教育」の実践について紹介することを目的とし、法学部生が「法教育」に携わることの有用性を検討するものである。

# Ⅱ. 『法教育』と『法学教育』

# 1. 「法教育」とは

具体的な実践を紹介する前に簡単にではあるが、「法教育」の定義に ついて触れておくことにする。

「法教育」という概念は、1978年に合衆国で制定された「法関連教育法 (Law-Related Education Act of 1978)」 によれば、"The term

法学部による法教育への取組の一例―朝日大学刑事法研究室モデル構築を目指して― 'law-related education' means education to equip non-lawyers with knowledge and skills pertaining to the law, the legal process, and the legal system, and the fundamental principles and values on which these are based,"と定義付けられている。つまり、「法律専門家でない 人々を対象に、法、法形成過程、法制度、これらを基礎付ける基本的原 理と価値に関する知識と技術を身に付けさせる教育 | こそが、 「法教育」 であるというのである。合衆国では、ロースクールにおける法律家養成 教育である『法学教育 (Legal Education)』と区別される形で、1930 年代より学校教育として『法教育』が行われるようになり、1960年代 後半からは、ウォーターゲート事件(Watergate Scandal)による政治 不信と少年犯罪の増加を契機に、合衆国全土の学校において「法教育」 に取り組むことの重要性に対する認識が高まったといえる。このように 合衆国においては、公教育のなかに法や法制度に対する理解を取り入れ ることにより、公民的資質育成の教育観点から『法教育』が形成されて いったことが理解できる。

### 2. 『法教育』の目的

(1) 『法教育』は、「国民一人ひとりが自由な活動を行っていく上で、法及び司法が果たすべき役割について理解を深め、あらかじめ紛争を予防し、また、紛争を適切に解決するために必要な、基礎的素養を身に付けるためのものであると同時に、国民一人ひとりが自由で公正な社会の担い手として、公共的な事柄に主体的に参加する意識を養うものでなくてはならない」と目指すべき在り方が示されている。このことは、日本国憲法前文、1条、11条、13条等からも明らかなことであるが、しかし、憲法上規定されていれば、これが実現するわけではなく、またこれまでの広義の憲法学習(日本国憲法制定の経緯と人間尊重の考え方を理解させることを中心とする教育)では、決して充分なものであったとはいえない。つまり、これまでの教育手方のみでは、江口教授が指摘するよう

に、「「私事化」が進行し権利衝突がいままで以上に想定される社会の中で、実際的な教育的選択であるか疑問」であると評価せざるを得ないであろう。やはり、「今後構想される法教育は、憲法教育をひとつの柱としつつも、その他の現代法をめぐる時代の人々の意見や要望を反映する、いわば別の柱や部屋をもいまひとつの基礎に展開されなければならない」と思われる。

そのためには、個々人が社会を構成する一員であることをしっかりと 自覚し、市民として必要な最低限度の法的知識を身に付け、民主主義社 会のプロセスに積極的に関与するスキルをアップするよう憲法の理念や 原則の延長線上に様々な分野の法教育を展開していくことが重要となっ てくると考えられる。また、これを確実に教育していくためには、成長 に応じた形での「法教育」プログラムを慎重に検討し、実践していくこ とが必要であるのではなかろうか。さらに、上述のように法教育の担い 手の中心である小中高等学校教諭に対し、如何にこれを取り巻く関係 者・関係機関がフォローできるかが課題になってこよう。

(2) これまでの「法教育」の実践は、主に単発な形で小中高等学校教諭に対し、協力をしてきたケースが多いのではなかろうか。もちろん連続性を持たせた形での「法教育」の実践も存在するのであろうが、やはりこれを初めて実現される場合、法律実務家等、複数の関係者・関係機関に対し、小中高等学校教諭が個別でアプローチすることは非常に大変であったことが推測される。

特に、法律分野は社会生活においても特殊な一面を有しており、市民にとっては、関与し辛い感を有していることは否めない。そのため、仮に「法教育」には関心があっても、未知の分野であり、かつ負担も多いことから、実践に移す前に諦めていたという小中高等学校教諭の声をよく耳にする。そこで、「岐阜法教育推進プロジェクト」においては、小中高等学校教諭の要望に応じ、「法教育」のプログラムを構成し、かつ

法学部による法教育への取組の一例一朝日大学刑事法研究室モデル構築を目指して一関係者・関係機関のコーディネートを朝日大学が事務局として行うこととしており、まさにこの点が、従来の『法教育』の実践ではあまり見られなかった岐阜ならではの特徴であるといえよう。

#### 3. 『法教育』と『法学教育』の相違点

上述のとおり、「法教育」が「法学教育」とは異なった目的で実施される以上、その教育内容は連動する部分があるとはいえ、やはり峻別する必要があると思われる。

新学習指導要領における『法教育』は、もちろん多様な領域で学習す ることが可能であり、またそうでなければならないと考えるが、とはい え、やはりその中心は社会科・公民科が担うものと思われる。児童・生 徒に対して、「法教育」を行う目的は、「自由で公正な社会を支える「法」 的な考え方を育てること」であるが、これは、「様々な考え方や生き方 を尊重しながら、共に協力して生きていくことができる社会〔におい て〕、……法は、本来、このような共生のための相互尊重のルールとし て、国民の権利を守り、また、国民の責務を明確にすることによって、 各人の自律的な活動を促進し、その生活をより豊かにするものであっ て、ただ単に国民を規制するだけのものでない。また、司法とは、すべ ての当事者を平等・対等の地位に置く公正な手続を通じて、法に基づく 権利の救済を図り、ルール違反に対処することにより、法秩序の維持・ 形成を図るものである」ことを教育することによって. 「法によって自 らの権利が守られているとともに、他者の権利をもまた尊重しなければ ならないという権利と責任の密接な関係について十分に認識を深め、自 らの在り方に深くかかわる法やルールを定める過程に積極的に参加する ことの重要性と、法を利用して紛争を解決することの合理性などを体 得」させなければならない。そのため、「法教育」では、まずは、自身 が直面するであろう身近なトラブルに関し、これを解決できるよう必要 最低限度の知識と思考力を養わせ、そのうえで社会的な問題に対しても

関心を抱かせることがその内容となってこよう。

これに対し、『法学教育』は、第1段階として、体系的なカリキュラムに基づき、「法的なものの考え方」のできる市民の形成という目標下において、基本的な法知識を習得させるとともに、公平を正義とする法思考を身につける教育を施し、さらに第2段階として、将来の学生の進路に合わせた特定の専門分野に関する学習を深めることであると一応、定義付けることが可能であるように思われる。

## Ⅲ.朝日大学法学部刑事法研究室による「法教育」の試み

## 1. 『劇団朝日』とは

現在、朝日大学には、刑事模擬裁判劇および児童・生徒と当該模擬裁 判に対する評議を『法学教育』の一環として行う『劇団朝日』という法 学部生による自主ボランティア団体が存在する。この『劇団朝日』の創 設は、2009年6月2日に行われた朝日大学法学部・大学院法学研究科 と岐阜県弁護士会との学術交流協定に端を発する。当該協定に基づく取 り組み・事業の1つに「岐阜県の法教育推進に関する事業」が含まれて いる。この点が盛り込まれたのは、当該協定締結準備段階における 2009 年 1 月 28 日に実施された朝日大学法学部・大学院法学研究科と岐 阜県弁護十会による第1回交流会テーマが『法教育』だったためであ る。『法教育』をテーマとして取り上げられた理由としては,朝日大学 法学部においても、「FD 活動ワークショップ | においてすでに当該テー マにつき検討がなされていたこと、また、岐阜県弁護士会においても、 「法教育委員会」が立ち上がっていたことが重なり、さらに、2007年に 大杉昭英国立教育政策研究所初等中等教育研究部長が岐阜大学教育学 部・大学院教育学研究科教授として着任されたことを機に、朝日大学法 学部・大学院法学研究科教員と岐阜県弁護士会法教育委員会委員が中心 となって上述のとおり、大杉国立教育政策研究所初等中等教育研究部長 を会長とする『岐阜法教育研究会』が2009年に設立されたことなど複

法学部による法教育への取組の一例一朝日大学刑事法研究室モデル構築を目指して一数の要因が密接に重なり合ったことが挙げられる。

当該協定に基づき、2009年8月5日に中学生を対象とした上述の『第1回ジュニア・ロースクール』が朝日大学6号館7階模擬法廷講義室において実施され、その際、スタッフとして参加した学生より、「法学部生が主体となった模擬裁判を実施したい」との声が自発的に挙ったことを契機に、同年10月1日『劇団朝日』が創設され、児童・生徒から社会人を対象に刑事模擬裁判劇を実施するに至っている。

#### 2. 刑事模擬裁判劇と評議

(1) 上述のとおり、現在、児童・生徒、および社会人に対し、依頼に基づき「刑事模擬裁判劇」を公演し、また必要に応じ、法学部生が裁判長役を担いながら、対象者と一緒に「評議」を実施している。依頼者が来学可能であれば、朝日大学6号館7階模擬法廷講義室を利用し、「模擬刑事裁判劇」を公演し、同8階ゼミ室を利用し、評議を実施している。仮にこれが不可能であれば、法衣等を持参し、出張型として依頼学校等で同様の内容を実施している。

このような刑事模擬裁判等を実施することの目的は、刑法における法解釈、あるいは裁判員制度等の刑事手続の詳細を教えることが必ずしも主眼ではない。すなわち、土井教授が、「裁判員制度は一般市民をプロの裁判官にするための制度ではなく、一般市民として裁判に関与してもらう制度なのです。つまり、裁判員制度において裁判員に期待されているのは、法的な専門知識ではなく、むしろ健全な常識と公正・公平な判断です。それゆえ、裁判員制度の目的は、一般市民を裁判官とひけをとらない程度に法的知識を持つようにすることではありません。裁判員教育において重要なのは、なぜ裁判員として参加しないといけないのか、一般市民の司法参加にどのような意味があるのかということを理解させるとともに、先にも触れました法的リテラシー、公正に事実を認識するとか、自分の意見を明確に述べて他人の主張を公平に理解しようとする

姿勢だとか、こうした能力を身に付けさせていくこと」であると述べられているが、このことこそが司法、および裁判員教育を行ううえでは重要であり、また『法教育』の目的が「自由で公正な社会の担い手の育成」にあるのだとすれば、「刑事模擬裁判劇」は、あくまでも複数存在するツールの1つであって、特に、「刑事模擬裁判」にこだわる必要はないと考える。しかし、『法教育』の導入段階としては、民事裁判よりも刑事裁判に興味を示す児童・生徒が多く、また将来、裁判員として実際に刑事裁判に関与する可能性もあることから、「刑事模擬裁判」をツールとして用いることについては、やはり一定の意味はあるように思われる。

(2) 「刑事模擬裁判」の題材であるが、「劇団朝日」所属学生が主体とな り、①児童・生徒を対象とする場合、②社会人を対象とする場合とにわ け、テーマを設定している。決定テーマに基づき、裁判例等を調べ、児 童・生徒が理解しやすいように、また法学部生が登場人物として演じる ことが可能であるようにアレンジしながら台本を作成する。①児童・生 徒を対象とする場合、さらに被害者が死亡するか否かをわけ、小中学生 を対象とする場合には、被害者が死亡しない事案を準備し、高校生が対 象である場合には、対象校の教諭と相談しながら、必要に応じ、被害者 が死亡する事案を用いている。これは、対象の児童・生徒によっては、 被害者死亡事案を受け止めきれないケースが考えられるためであり、逆 に高校生に対しては、一定の例外を除き、「法教育」を通じて、生命の 重要性も感じてもらいたいという法学部生の思いから、このような峻別 を行っている。なお、台本作成の際には、論点を明確にすることを意識 するよう学生指導を行っている。この点が不明確であると、授業という 限られた時間のなかで評議を行うことから、最終的に議論が成立しない 可能性が高まるからである。同時に、この点を意識すると法的知識がほ とんどない児童・生徒、あるいは社会人に対し、模擬刑事裁判劇におい 法学部による法教育への取組の一例一朝日大学刑事法研究室モデル構築を目指して一てその内容を的確に伝え、また評議を行う際に適正な進行を行うために、学生たち自身が自主的には論点に沿った形で、しっかりと基本書や判例解説等に自然とあたるようになる。児童・生徒、あるいは社会人に対して「法教育」を実践する過程で、法学部生に対し、「法学教育」を行うことができる場面ではないかと思われる。さらに、その際、法学部生たちは、座学によって得られる知識が、実際に発生している事案に対応するために必要なものであり、また複数の者が議論するうえで見解が分かれることの重要性を再認識するようである。現在、事実認定が論点となるもの、量刑が論点となるもの等、複数の台本があり、依頼がある都度、どれを使用するかを打ち合わせ、練習を繰り返すことが主な活動内容となる。

(3) もちろん、「刑事模擬裁判劇」、および「評議」の実施だけでも、行わないより行った方が有益であると思われるが、何ら前提知識もなく、これを行ったとしても、対象者はゲーム感覚で有罪・無罪を決したり、あるいは量刑を行うに過ぎない結果にもなりかねない。また、短時間での刑事模擬裁判を実施する際に必要な基本概念等の説明では、むしろ誤った知識を植え付けることにも繋がりかねない場合すらあり得る。

そこで、「刑事模擬裁判劇」、および「評議」の依頼があった場合には、可能な限り、事前の「模擬講義」実施を推奨し、また可能であれば、事後の「裁判傍聴」等の可否も併せて確認するようにしている。

まず、「模擬講義」についてであるが、道垣内正人「自分で考えるちょっと違った法学入門」(有斐閣・2007年)における「ケーキの分け方」を活用したり、あるいは芥川龍之介「芥川龍之介全集5」(筑摩書房・1987年)における「桃太郎」等を題材とし、物事を多角的に見ることの必要性、納得のいく解決方法は如何なるものであるかを共に考えるようにしている。時間の関係上、到底、充分なものとはいえないが、一定の素地ができた時点で、刑事模擬裁判に必要な刑事裁判の流れを概

観し、そのなかで基本概念等の解説を行う。特に細かく説明するのは、 ①証拠裁判主義,②証拠の意義,③自由心証主義等についてである。① 証拠裁判主義は、(a) 歴史的意義と(b) 規範的意義につき、世界史で 学ぶ内容等を絡めて可能な限りわかりやすく説明するように心がけなが ら、刑訴法 317 条を解説する。②証拠の意義では、(a) 直接証拠と間接 証拠. (b) 実質証拠と補助証拠等の関係につき. 図解しながら解説を 行っている。③自由心証主義については、事実認定の構造を中心に理解 を深めるよう説明を行う。つまり、証拠に基づき、自由な心証形成の結 果.「合理的な疑いを超える(beyond a reasonable doubt)程度の証明」 がなされたとの判断がなされなければ、事実の認定をなすことはでき ず、「合理的な疑いを越える証明がなされたか否か」の判断こそが、自 由心証における核心的部分であることを解説し、それと併せて「無罪の 推定 (presumption of innocence)」,「疑わしきは被告人の利益に (in dubio pro reo)」の原則について、児童・生徒に対し、誤解のないよう 説明をなす。特に「疑わしきは被告人の利益に」の原則を正しく伝えな いと刑事模擬裁判における評議の際に、抽象的な可能性としての反対事 実が存在するとの疑いを入れる余地があることのみで、児童・生徒たち はまったく事実認定を行わない結果を導くことになりかねない。ここで は、健全な社会常識に照らして判断することの必要性を同時にしっかり と教える必要があるように思われる。確かに「証明の程度」とは非常に 難しい問題である。「合理的な疑いを生ずる余地のない程度」につき最 高裁は、「原判決に挙げている証拠を綜合すると、所論の領得の意思に 関する証拠(第1審公判廷における被告人の判示同旨の供述)を除いて も. 「被告人が昭和 22 年 6 月 18 日夜田端旅館に投宿し、同夜其の隣室 に宿り合せていた全く未知の客のレインコートの内ポケツトから、ひそ かに同人所有の現金 2.622 円 50 銭在中の革製二ツ折財布 1 個を抜き取 りこれを隠して持っていた」という事実は、肯認し得られるのである。 そして一件記録によれば、被告人は原審公判に至って、忽然として「そ

法学部による法教育への取組の一例―朝日大学刑事法研究室モデル構築を目指して― れは交際のきっかけを作るために隠したのである」と主張し出したので ある。なるほど、かいる主張のようなことも、不完全な人間の住むこの 世の中では全然起り得ないことではないであらう。しかし冒頭に述べた ような事実があったとしたら、それが盗んだのではなくて、交際のきっ かけを作るために隠したに過ぎないということが判明するまでは、普通 の人は誰でもそれは泥棒したのだと考えるであろう。これが、吾々の常 識であり又日常生活の経験則の教えるところである」とし、一般人であ れば疑わない程度の状態であると解している。なお、この点は状況証拠 による事実認定の場合も同様であろう。いわゆる「TATP 殺人未遂事 件」最高裁決定において、「刑事裁判における有罪の認定に当たって は、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要である。ここ に合理的な疑いを差し挟む余地がないというのは、反対事実が存在する 疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては 反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識 に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、 有罪認定を可能とする趣旨である。そして、このことは、直接証拠に よって事実認定をすべき場合と、情況証拠によって事実認定をすべき場 合とで、何ら異なるところはないというべきである | としている。これ に対し、いわゆる「平野区母子殺害放火事件 | 最高裁判決においては、 「直接証拠がないのであるから、情況証拠によって認められる間接事実 中に、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができな い(あるいは、少なくとも説明が極めて困難である)事実関係が含まれ ていることを要するものというべきである」との判断を示している。な お、この点に関しては、田口教授が述べられるように、「これまでの判 例でも、被告人の犯人性に関する肯定的判断だけでなく.反対事実の存 在可能性に関する否定的判断も問題とされてきており、平成22年判例 が新たな証明基準を定立したとは思われない」と解すべきが妥当である うと考える。

これらと併せ、「挙証責任」と「推定」についても、児童・生徒に無理のない範囲で可能な限り、説明を行うようにしている。

(4) このような「模擬講義」実施後、「劇団朝日」による「刑事模擬裁判劇」を行う。2012年度は、岐阜聖徳学園大学付属中学校、および聖マリア女学院高等学校の生徒を対象に「住居侵入、および窃盗」を題材にこれを実施したため、以下ではこれを例として、「刑事模擬裁判劇」の内容を説明する。

この台本は、2012年度に朝日大学法学部を卒業した米山知里さんが 『第3回法教育教材コンクール』において、『岐阜新聞・岐阜放送賞』を 受賞した作品である。概略であるが、①被告人は逮捕時に被害品である 腕時計を持っており、また被害者宅から盗まれたものと同じ封筒に入っ た現金を持っていた。但し、封筒や現金からは判別できる指紋を採取す ることは不可能であり、また被害者宅からも被告人の指紋等が採取され ることはなかった。また、所持していた腕時計について被告人は、見知 らぬ外国人から押し付けられた物を所持していたに過ぎないと主張して いる。なお、現金については被害額と120円の差があるが、被告人は 120 円のジュースを持っていた。②被害者宅から犯人と思しき者が立ち 去る際、ジョギング中の女性がこの者と接触しており、被告人と服装や 体格が類似していると証言している。但し、被告人の体格は同年代男性 の平均的な体格であり、また服装は一般に流通している物であり、 当時 は流行していたため、特に特色のあるものではなかった。なお、証人女 性は、服装につき「黒っぽい」と証言しているが、被告人が逮捕当時着 ていた服は紺色であった。また、証人の視力はあまり良くなく、接触時 には特に眼鏡もコンタクトレンズも装着しておらず、深夜であった。し かし、薄暗い状態ではあったが、街灯はあった。③被告人は逮捕時よ り、一貫して否認している。但し、被告人に腕時計を押し付けたとされ る外国人に関する情報は捜査段階では一切得られることはなかった。

法学部による法教育への取組の一例―朝日大学刑事法研究室モデル構築を目指して― 40 分間にわたり、上記「刑事模擬裁判劇」を行ったところ、生徒か らは「最初は劇だからと冷めて観ていたが、次第に引き込まれていっ た | 「観ているうちに気が付かない間に必死にメモを採っている自分が いた! 「「刑事模擬裁判劇」を観て、裁判傍聴をしてみたいと思った! 「これまで刑事裁判はテレビの中の出来事だと思ってただ視ていたが、 今回、『刑事模擬裁判劇』を観て、刑事裁判は他人事ではなく、自分自 身の問題として考えるきっかけになった | 等の感想が得られた。当該感 想は、おそらく、法学部生たちが、しっかりと練習を行って「刑事模擬 裁判劇 | に臨んだ結果であると思われる。もちろん、45分という限ら れた時間のなかでの「模擬裁判劇」であるため、現実の裁判に忠実では ない個所も存在するし、また生徒にまずは興味をもってもらうことも重 要な目的の1つであるため、「劇」としての側面にも配慮した構成に なっているため、現実の刑事裁判手続を学ぶという意味ではまったく問 題がないとはいえないが、上記、土井教授が述べられることが『法教 育」における司法および裁判員教育の目的であるとするならば、現実の 刑事手続の流れについては、後述する「裁判傍聴」でこれを補うことが できるため、その点をしっかりと生徒たちに事前に伝えておけばこの点 は解消できる問題であるようにも思われる。

その後、生徒たちは5名1組の評議体を構成し、そこに大学生が進行役として入り、「評議」を行った。最終的な結果は、有罪と判断したグループと無罪と判断したグループが同数に分かれた。発表の際には、「グループ内でも意見が分かれ、どうやって結論を導くのか不安だったが、大学生と一緒に議論ができたので有意義な時間だったと思う」、「自身の意見を纏めて発言することに楽しさを感じた」、「みんなで1つのことについて議論をすることの必要性や重要性がわかった」、「色々な人と意見を交わしてみると自分がもっていなかった視点から物事をとらえたり、見逃していた点が明らかになり、難しかったけど楽しかったです」、「他人の意見を聞きながら、自分の意見の妥当性を判断することの難し

さを感じたが、普段では体験できない充実感が得られた」、「日常の生活において発生するトラブルについても、今回の評議方法を参考にしながら解決していきたいと思った」などの感想が寄せられた。また、担当教諭からも、「つい模範解答を求めがちであるが、『法教育』においては唯一の正解があるわけでないことが理解でき、また普段、議論がなかなかできない生徒が生き生きと議論をしている姿を見て、とても勉強になった」という意見が出された。なお、最初から全員意見が一致したグループが存在したようであるが、法学部生が他の視点からの捉え方を複数指摘したことにより、そこで終わることなく議論が展開されたとの意見もあり、法学部生にとっても『法学教育』の一環としては、非常に有効的であったと思われる。

#### 3. 裁判傍聴等

「模擬講義」、「刑事模擬裁判」、および「評議」を行った後、日を改めて岐阜地方裁判所・岐阜地方検察庁への施設参観を生徒と一緒に行う。その際、岐阜地方裁判所総務課職員に対しては、事前に①刑事事件であって、犯罪事実が比較的わかりやすく争いのあまりない事案であり、かつ、②新件であることを依頼している。まず、①については、対象者が生徒であるため、民事事件のストーリーがつかみにくく、また刑事事件であっても事案が複雑すぎれば十分に内容を理解することができないおそれがあること、さらには可能な限り刑事手続を正確に理解してもらいたいことから、第1回公判期日において、冒頭手続から弁論までの審理手続全体を傍聴してもらうことが可能なためである。なお、生徒によっては裁判員裁判対象事件であるとケースによっては衝撃が大きすぎてトラウマになるおそれがあることに対する一定の配慮も必要であると思われる。②については、第2回公判期日からの傍聴であると、折角傍聴を行っても、冒頭手続がすでになされてしまっていることから、事案の把握が困難であることが多いためである。但し、岐阜地方裁判所の場

法学部による法教育への取組の一例―朝日大学刑事法研究室モデル構築を目指して一合,小中高等学校からの裁判傍聴希望日に上記要件を満たすケースが常に存在するとは限らないため,できる限り多くの傍聴希望日を挙げて頂くよう願っている。

もちろん、「裁判傍聴」のみのコーディネートを小中高等学校より依頼されるケースもある。しかし、専門的知識をあまり有していない児童・生徒が、「裁判傍聴」のみを行っても無意味とはいわないが、その理解は薄いように感じられる。「裁判傍聴」を行う前に「模擬講義」において司法制度や刑事裁判手続等について説明を行っておくことにより、「裁判傍聴」の際に理解を深めることに繋がるのではなかろうか。

「裁判傍聴」後、可能であれば担当した裁判官によって当日の手続の流れについて説明頂いたり、あるいは児童・生徒の質問に答えて頂いている。また、空き法廷がある場合には、法廷の構造等の説明も含め、裁判所内の見学を実施頂いている。現在は、全国どの裁判所においても、このような裁判傍聴・裁判所見学はなされていると思われるが、岐阜地方裁判所の配慮は、特にきめ細やかであるように感じられる。

さらに「裁判傍聴」後、岐阜地方検察庁見学を併せて行う場合もある。岐阜地方検察庁では、検察庁や検察官の役割、具体的な職務内容等の解説、あるいは裁判員制度の説明等を行って頂いたり、検察官との座談会を実施することもある。岐阜地方裁判所総務課職員と岐阜地方検察庁総務課職員の連携は非常に素晴らしく、いつも児童・生徒の施設参観の際には、最大限の効果が出るよう考慮頂いている。

# №. 課題と今後の展望―関係機関連携のさらなる充実―

(1) 「法教育」は、まだ始まったばかりであり、岐阜県下においても法教育を積極的に実践している教諭は決して多いとはいえない。そのため、「岐阜法教育推進プロジェクト」参加各機関が教育現場等において支援活動を行っているものの、やはりこれらの機関だけでは充分に補いきれるものではなく、また、今後、「法教育」普及の機運がこれまで以

上に高まることになれば(というよりも、高めなければならないのであるが)、法学部生が積極的に「法教育」実践の場へ参加することは、一定の意味があるのではなかろうか。

なお、東京大学法科大学院において、法科大学院生とともに先駆的に「法教育」に取り組まれている大村教授や國學院大學法科大学院において実務家としての経験を踏まえながら法科大学院生と「法教育」授業を実践している今井教授が述べられるように、児童・生徒の関心に沿った形での教材選定が可能になり、また、教諭も法科大学院生であれば、意見や要望を出しやすい、さらには児童・生徒と世代の近い法科大学院生が「法学教育」を受ける過程で自らが感じた疑問点等をダイレクトに伝え、ともに共感することが可能である等の利点が挙げられる。この点は、実務家養成機関である法科大学院生とまったく一緒でないとしても、法学部生が「法教育」に関与する場合にも、やはり多くの点で重なり合う部分があるように思われる。法科大学院生、あるいは法学部生のいずれの場合であっても、「法教育」を通じ、社会貢献の経験を積むことは、将来如何なる職業に就くうえにおいてもかけがえのない経験になると考えられるため、そのようなチャンスを如何に有効的に与えていくことができるかが今後の課題となってこよう。

それと同時に、法学部教員も今後、法学部における「法学教育」と小中高等学校における「法教育」との関係を改めて考えていかなければなるまい。大村教授が指摘されるように、「法教育」を受けてきた生徒を法学部で受け入れる場合、「法学部での法学教育の中に大学ごとの特徴を考慮しながら2つの段階を設け、全学生向けに行う法学に関する基礎的教育(こなれない表現かもしれないが「法教育的法学教育」とでも言えようか。ここには各大学の法学教育におけるミニマムスタンダードを構成する教育内容が含まれる)と、将来の進路などにあわせて特定の専門分野につきさらに学習を深めるための法学教育(それこそ「専門的法学教育」)という区別を明確に意識したカリキュラム構成」を採ること

法学部による法教育への取組の一例一朝日大学刑事法研究室モデル権祭を目指してしまあり得るのかもしれない。また近年、学会等においても、「法教育」と「法学教育」との関係につき議論がなされることが増えてきているが、吉村教授による、「法教育に民法学はどのような寄与をなしうるかという視点と、法教育を考える(取り組む)ことにより民法学派何を得るかという両面からの検討が可能である」との表現に代表されるように、「法教育」と「法学教育」が互いに何を学び合い、何を提供し合うことがより効果的な教育に繋がっていくかということも検討することが重要であるようにも思われる。

(2) 今後、朝日大学法学部刑事法研究室において、「法教育」に対し、 如何なる活動を展開していくかを最後に若干触れておきたい。今後も. 基本的にはⅢ.朝日大学法学部刑事法研究室による「法教育」の試みで 述べたように,模擬講義・刑事模擬裁判劇と評議・裁判傍聴等のスタイ ルを基本的には維持しつつ、実施していければと考えている。但し、内 容面については、さらに検討すべき点は多数あるように思われるので、 まずはこれまでの活動を振り返り、しっかりと問題点を抽出したうえ で、改善できればと考えている。特に刑事模擬裁判劇と評議では、児 童・生徒等の対象者に対し、世の中で起きている犯罪は、決して対岸の 火事ではなく、これに対し、市民として如何に対峙すべきかをより真剣 に考えてもらえるような工夫が必要であると考える。また、評議におい ては、単に事実認定や量刑を行うだけではなく、なぜこのような犯罪が 発生するのかという犯罪者個人の置かれた環境や社会の情勢等を踏ま え、被告人に対し、如何なる刑罰を科すことが(あるいは、科さない、 代替的な内容を考えるなども含めて)再犯防止に繋がるかも含めて考え てもらえるようにしなければならない。事件は、加害者だけでなく、被 害者や各々の家族等も含め、多くの人が影響を受けるものであることを 児童・生徒に認識してもらえばと願うばがりである。そして.刑事法を 素材とした『法教育』を通じ、人権感覚を養い、憲法をはじめ、様々な

領域に関心を向けられる人材育成に発展するような仕掛けを考えていく ことが必要であるように感じられる。なお、裁判員制度を教育する際に は、裁判員制度の存在を当然の前提として教育を施すのではなく、その 存否をも含めて、児童・生徒が考えられるよう配慮することが必要であ ろう。

『法教育』をツールとして、対象者に身に付けさせるべき能力とは、 社会における様々な具体的問題に対し、合理的でありバランスのとれた 形での結論を導き、それを解決する力を養うことにあると思われる。そ のような能力が身に付くことにより、発生したトラブルに対し、自己の 見解を理論的に述べることができるようになり、また、相手方に対し、 「妥協」を強いるのではなく.「諒解」を得ることによって.解決へと導 くことが可能になろう。つまり、単に思い付きの如く直感的に問題を解 決するのではなく. 「法」や「原理」等に基づき、自己の主張だけでな く、相手の立場等もしっかりと理解したうえで、単に当該問題だけでな く、その後、そこから派生するであろう問題をも予測し、妥当な結論を 見出すことを可能にする力を習得させることこそが重要なのである。そ のためには、これまでの岐阜地方裁判所、岐阜地方検察庁だけでなく, 岐阜県弁護士会, 岐阜県警察本部, 岐阜家庭裁判所, 岐阜少年鑑別所, 岐阜保護観察所. 岐阜県保護司会連合会. 岐阜県更生保護女性会, 岐阜 県 BBS 連盟. 岐阜刑務所・笠松刑務所. ぎふ犯罪被害者支援センター. 岐阜県暴力追放推進センター、岐阜 DARC、その他、各種ボランティ ア団体等、様々な機関が連携し、「法教育」に関与していくことが刑事 法を素材とした【法教育】を展開するうえでは必要となってこよう。ま た、『法教育』を通じ、小中高等学校で行われている各種教科と連動さ せるためには、これまで以上に、現場教諭との定期的な研究会の開催も 必要かもしれない。

「岐阜法教育推進プロジェクト」, および「岐阜法教育研究会」において事務局を担う朝日大学としては, 小中高等学校の現場のニーズに応じ

法学部による法教育への取組の一例一朝日大学刑事法研究室モデル構築を目指して一られるよう上記関係機関を有機的、かつ効果的にコーディネートすべき役割が与えられていると自覚している。なお、「岐阜法教育推進プロジェクト」は、2013年度をもって終了するが、「法教育」それ自体は、まだスタートを切ったばかりであり、地方においても、いやむしろ地方だからこそできる「法教育」の成果を出せるよう、今後も朝日大学は努力していく予定であり、また刑事法研究室もその一端を担えればと考えている。

- (1) 「法や司法制度は、本来は、法律専門家のみならず国民全体が支えるべきものである上、今後は、司法参加の拡充に伴い、国民が司法の様々な領域に能動的に参加しそのための負担を受け入れるという意識改革も求められる。そのためには、学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図ることが望まれる。そこでは、教育関係者のみならず、法曹関係者も積極的な役割を果たすことが求められる」(http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html)。
- (2) 当研究会以前につき、古井明男「市民のための法教育委員会座談会」自由 と正義59 巻10 号 (2008 年) 8 頁以下参照のこと。
- (3) 当協議会は、①学校教育における法教育の実践等、②教育関係者・法曹関係者による法教育に関する取組み等、③裁判員制度を題材とした法教育の教材作成等、④その他法教育の研究・実践・普及方法等に関する情報交換および今後の在り方について検討を行うことを具体的目的とする。活動の内容につき、http://www.moj.go.jp/shingil/kanbou\_houkyo\_kyougikai\_index.html を参照のこと。
- (4) たとえば、司法改革15号(2000年)2頁以下、自由と正義52巻2号(2001年)22頁以下、月刊司法書士369号(2002年)2頁以下、同383号(2004年)5頁以下、ジュリスト1266号(2004年)6頁以下、自由と正義55巻8号(2004年)41頁以下、市民と法38号(2006年)24頁以下、月刊司法書士413号(2006年)2頁以下、ジュリスト1353号(2008年)2頁以下、法律のひろば61巻5号(2008年)4頁以下、自由と正義59巻10号(2008年)8頁以下、自由と正義60巻3号(2009年)49頁以下、月刊司法書士448号(2009年)2頁以下、法学セミナー662号(2010年)8頁以下、法律のひろば

63 巻 6 号 (2010 年) 4 頁以下, 市民と法 63 号 (2010 年) 19 頁以下, 法社会学 75 号 (2011 年) 90 頁以下, 自由と正義 62 巻 3 号 (2011 年) 36 頁以下, 月刊 司法書士 484 頁 (2012 年) 2 頁以下, 法律のひろば 65 巻 10 号 (2012 年) 4 頁 以下等。

- (5) パネリストとして、大杉昭英岐阜大学教育学部・大学院教育学研究科教授、大介泰裕文部科学名初等中等教育局教科調査官、武藤玲央奈岐阜県弁護士会法教育委員会委員長・弁護士、酒向総友岐阜東高等学校校長、野村克之岐阜放送報道局長(いずれも、肩書きは当時)、および大友克之朝日大学学長をお招きし、大野正博がコーディネーターとしてシンポジウムを進行した。この点につき、http://gakuji2.asahi-u.ac.jp/hou/ houkyouikukoukai090712.htm 参照のこと。
- (6) 「岐阜法教育推進プロジェクト」につき、http://www.houkyouiku.jp/gif\_pt2012/ 参照のこと。

なお、これに伴い、日本司法支援センター(法テラス)、法務省、文部科学 省、最高裁判所、日本弁護士連合会、岐阜県弁護士会、岐阜新聞社、全国地方 新聞社連合会主催「平成24年度 法教育シンポジウム in 岐阜」が、2012年 12月9日「ふれあい福寿会館 大会議室」において開催された。当日は、「学 校教育における法教育―別待と課題―」と題し、大杉昭英岐阜大学教育学部・ 大学院教育学研究科教授による基調講演と、「中学校社会科における法教育の 実践―その実態と課題―」と題し、松原元樹岐阜市立加納中学校教論による法 教育実践報告がなされた。その後、「法教育の普及に向けて」と題し、丸山嘉 代法務省大臣官房付をコーディネーターとし、安藤和津法教育推進協議会委 員・女優・エッセイスト、大杉教授、松原教論、武藤玲央奈岐阜県弁護士会法 教育委員会委員長・弁護士(いずれも、肩背は当時)、および大野正博でパネ ルディスカッションを実施した。詳細は、「平成24年度 法教育シンポジウム 報告背」(日本司法支援センター・2013年) 47 頁以下参照のこと。

- (7) なお、法教育研究会「我が国における法教育の普及・発展を目指して一新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために」(ぎょうせい・2005年)2頁。は、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの見方・考え方を身に付けるための教育」と定義付ける。
- (8) 合衆国における「法教育」の歴史につき、江口勇治「社会科における「法 教育」の重要性―アメリカ社会における「法教育」の検討を通して」社会科教

- 法学部による法教育への取組の一例―朝日大学刑事法研究室モデル構築を目指して一育研究 68 号 (1993 年) 1 頁以下、磯山恭子「アメリカにおける法教育の到達点から学ぶ」全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性―学校教育における理論と実践』(現代人文社・2001 年) 164 頁以下、関東弁護士連合会編『法教育―21 世紀を生きる子どもたちのために』(現代人文社・2002 年) 25 頁以下、法教育研究会編・前掲注(7)4 頁以下、北川善英=中平一義=吉田浩幸=大坂誠「法教育の現状と課題」横浜国立大学教育人間科学部紀要 I 教育科学 9 巻 (2007 年) 46 頁以下等。
  - (9) 江口勇治「法教育の理論―日本型法教育の素描」全国法教育ネットワーク 組・前掲注(8) 14 頁以下。特に公民権教育・法教育の関連につき、Center for Civic Education による法教育が目指す市民のプロフィール(理想的な民主的市民) の「知識(knowledge)」、「技能(Skills)・公民的参加(Civic Participation)」、「信念(Beliefs)・公民的道徳(Civic Virtues)」の三要素図は非常に重要であり、「法教育」は単なる「思考型教育」ではなく、「知識型教育」+「思考型教育」でなければ、真の意味での「法教育」の充実は不可能である(鈴木啓文=橋本康弘=大杉英明=土井真一=根本信義=吉田俊弘「パネルディスカッション 法教育のミニマム・エッセンシャルズを問う」法と教育1号(2010年)97頁〔土井真一発言〕、渡邊弘「法教育をめぐる論争点」月刊司法告、484号・前掲(4)3頁)。
  - (10) 法教育研究会編・前掲注(7)11頁。
  - (11) 江口・前掲注(9)16頁。
  - (12) 同。
  - (13) たとえば、東京都教育庁「「法」に関する教育における「学習の視点」から見た主な指導内容の系統」(http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/04/DATA/2014s708.pdf) 等参照。
  - (14) この点を整理したものとして、橋本康弘「新学習指導要領における法教育」 法律のひろば 65 巻 10 号 (2012 年) 5 頁以下参照。
  - (15) 法教育研究会編・前掲注(7)11頁・12頁。
  - (16) http://gakuji2.asahi-u.ac.jp/hou/choinshiki090602.html 参照のこと。なお、本稿で取り上げる「劇団朝日」による刑事模擬裁判以外にも、シティエフエムぎふ(通称「FM わっち」)において毎週木曜日 23 時より法律をテーマとした「朝日大学 "法" 送局」の放送、地域防犯・防災ボランティア活動「めぐる」、悩みを持つ少年・少女に対し、兄姉のような存在として接し、彼らの成長と健やかな社会づくりを助けるボランティア活動として BBS (Big Brothers

and Sisters Movement) 活動を実施する「朝日大学 BBS 会」等、法学部生による自主活動を複数展開し、座学だけでなく、学んだ知識をフィールドワークの形で実践している。朝日大学法学部・大学院の取り組みについては、「第27回法教育推進協議会」において、小森正悟弁護士(岐阜県弁護士会)と報告の機会を得ている(http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/housei01\_00099.html)。

- (17) 大杉国立教育政策研究所初等教育研究部長は、広島大学大学院修了、公立学校教員、広島県教育委員会指導主事などを経て、1997年より文部省(現文部科学省)初等中等教育局中学校課教科調査官兼高等学校課教科調査官、2001年より国立教育政策研究所教育課程研究センター教育課程調査官兼文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官(社会)、2003年より文部科学省初等中等教育局視学官、2007年より岐阜大学教育学部・大学院教育学研究科教授を経て、2013年4月より現職。なお、2005年5月に発足された「法教育推進協議会」(法務省)の委員でもある(http://www.moj. go.jp/shingil/kanbou\_houkyo\_kyougikai\_index.html)。
- (18) http://www.gifu-np.co.jp/news/kennai/20090521/200905210949\_7921. shtml 参照のこと。
- (19) なお、より多くの方に「法教育」を広められるよう、「劇団朝日」は、 2011年より「みずほ演劇祭」にも参加させて頂いている(http://www.gifuengeki.com/mizuho.html)。
- (20) 土井真一「法教育の基本理念―自由で公正な社会の担い手の育成」大村教志=土井真一編著「法教育がめざすもの―その実現に向けて―」(商事法務・2009年) 26 頁。
- (21) 大村教授も、「学生にとっては、法教育への参加はそれ自体として自己教育の機会になっている。他人に教えるということがより深い理解を必要とすることは、……指摘されている通りである」とされる(大村敦志 = 山口敬介「法科大学院における「法教育」への取組み東京大学の例から出発して」法律のひろば65巻10号(2012年)57頁)。
- (22) いわゆる「白鳥事件」(最(1小)決昭和50年5月20日刑集29巻5号 177頁)において、最高裁は、「疑わしきは被告人の利益に」の原則は、「刑事 裁判における鉄則」であるとしている。
- (23) 最(1小) 判昭和23年8月5日刑集2巻9号1123頁。
- (24) 最(1小)決平成19年10月16日刑集61卷7号677頁。

法学部による法教育への取組の一例―朝日大学刑事法研究室モデル構築を目指して―

- (25) 最(3小) 判平成22年4月27日刑集64卷3号233頁。
- (26) 田口守一「刑事訴訟法 [第6版]」(弘文堂・2012年)349頁。なお、前田教授も、「補足意見や反対意見も加えて検討すれば、「合理的な疑いを差し挟む余地のない程度」という立証の程度を従来高くしたり、新たな基準を定立したというものではなく、状況証拠によって事実認定をする場合には、被告人が犯人であることを前提とすればすべての間接事実を矛盾なく(合理的な疑いを差し挟む余地なく)説明できる事実関係が認められることが当然の前提となるが、それを裏面から考えれば、そのような事実関係(個々の事実ではなく、総体として)は「被告人が犯人でないとしたら合理的に説明できない(あるいは、少なくとも説明が極めて困難な)事実関係」ともいえるはずであるから、そのような事実関係が同時に認められるかという観点からも吟味する必要があることを示したものと考えられる」とする(池田修=前田雅英「刑事訴訟法〔第4版〕」(東京大学出版会・2012年)389頁)。
- (27) 同賞は、同じく 2012 年度に卒業した岩谷千裕さんと合同で作成した「法 教育」に関する指導案、および教材に対して与えられたものであり、米山さん の作成した刑事模擬裁判の台本は、その一部である。

なお、当該作品は、2013年8月5日に開催された「第5回ジュニア・ロースクール」の台本のベースとしても活用されている。「法教育教材コンクール」 受賞作品を「ジュニア・ロースクール」で活用することは、両企画において相乗効果があるように思われる。

- (28) 「裁判傍聴」後に、裁判官あるいは裁判所事務官等によって、刑事手続の流れや当該事件の論点等の解説がなされる場合があるが、事後よりも事前の方がより効果的であると思われる。そのため、事前の「模擬講義」が不可能な場合には、(可能であれば)「裁判傍聴」前に裁判所職員によって裁判手続の流れ等についての説明を行ってもらうことが有益ではなかろうか。
- (29) 池田知史「裁判所における法教育の取組」法律のひろば65巻10号(2012年)18頁。
- (30) 大村敦志監修/東京大学法科大学院・出張教室編著『ロースクール生が、出張教室。法教育への扉を叩く9つの授業』(商事法務・2008年)、大村敦志監修/東大大村ゼミ『法ってどんなもの?―ロースクール生と学ぶ』(岩波背店・2009年)、大村敦志+東大ロースクール大村ゼミ『18歳の自律―東大生が考える高校生の「自律プロジェクト」』(羽島背店・2010年)、同『22歳+への支援―ロースクールから考える大学院生の「支援システム」」(羽島背店・2011年)、

大村ほか・前掲注(21)51 頁以下等。

- (31) 今井秀智「法科大学院の論点 臨床法学教育としての『法教育』授業の実 践」法学セミナー 690 号 (2012 年) 40 頁以下。なお、法務省は、「法教育研究 会「報告書」我が国における法教育の普及・発展を目指して一新たな時代の自 由かつ公正な社会の担い手をはぐくむため」(http://www.moj.go.jp/ content/000004217.pdf) 29 頁において、「将来的には、法教育を法科大学院の クリニックの1つとして位置付けることも視野に入れて検討し得るところであ るが、これは法教育自体が相当に確立することが前提となると考える」として おり、これは今井教授が述べられるように、「一方で、新学習指導要領に則っ て児童・生徒に法教育を施すことにより、子どもたちの法的素養(リーガルリ テラシー)を育成するとともに、他方で、法科大学院生に対しても実務法曹の 養成においてより有意義な教育効果が期待できるということである | (同・40 頁)ということと意味を一にするものであると思われる。今井教授は、「法教 育授業を正規のカリキュラムとするためには、その科目としての位置付けはも とより、実施協力校の選定や学生の指導・サポート体制など検討すべき課題は 少なくない。しかし、すでに臨床法学教育を採りいれている法科大学院におい てはハードルは高くない、というのが私の実感である。今後、臨床法学教育に 搬わる者との連携を図りつつ、その可能性を探るとともに、さらには、法科大 学院に「法教育教職課程」なるものを採り入れて法教育の人材育成機関として の役割をも担わせ、法科大学院修了生を広く学校現場に送り込んでいくことが できれば、新たな日本型法科大学院として、その存在意義を見出していくこと もできよう」(同・42頁)と述べられていたが、これを具現化される第一歩と して、2013年度より、國學院大學法科大学院においては、「実務基礎科目群」 の「実務関連科目」「リーガルクリニック(法教育)」を正規科目化し、2014年 度より、2年次配当科目として開講予定であるとする (http://www. kokugakuin.ac.jp/content/000042424.pdf)。
- (32) 今井・前掲注 (31) 42 頁. 大村・前掲注 (30) 57 頁。なお、中央大学法 科大学院生有志により結成された団体である [CLS 法育教室] も、現在、活動 を展開している。今後、「朝日大学 BBS 会」も、「ともだち活動」や「社会貢献活動」において、積極的に「法教育」のノウハウを活用していきたいと考え ている。
- (33) 大村芳昭「法教育と法学教育」中央学院大学法学論叢 24 巻 1 = 2 号 (2011年) 223 頁。なお、大村・前掲注 (21) 58 頁も、「法学部における法学教育を

- 法学部による法教育への取組の一例—朝日大学刑事法研究室モデル構築を目指して— 「法教育」という観点から再考してみることも試みられてよい」とする。
  - (34) 「特集 法教育と法律学の課題」ジュリスト 1404 号(2010 年)8 頁以下. 法と教育学会第 3 回学術大会シンポジウム等。
  - (35) 吉村良一「民法学のあゆみ 大村教志・土井真一編著「法教育のめざすもの」」法律時報 82 巻 12 号 (2010 年) 125 頁。
  - (36) 大村・前掲注(21)58頁。
    - なお、過日、岡道広東北大学大学院法学研究科特任フェローを代表とする「全学教育科目としての「法学」科目の新たな教育方法論の構築」(科学研究 費:挑戦的萌芽研究)における調査研究の一環として、「法教育」、「共通教育 科目としての法学教育」、「法学部における法学教育」、「法科大学院における法 曹養成としての法学教育」の相違点に関するインタヴューを受けた。その際、今後、「法教育」を受けた児童・生徒が大学に進学してきた際に、如何なる内容の「法学教育」を提供すべきか、現段階から、しっかりと検討・準備しておくことが必要であることを強調した。
  - (37)『平成 19 年版 犯罪白書』によると,昭和 23 年以降の犯歴 100 万人(犯歴 の件数は 168 万 495 件) を対象とした調査の結果、総犯歴数別の「人員構成比」 では、初犯者が71%を占め、繰り返して犯罪を犯す再犯者は29%にとどまる のに対し、「件数構成比」では、再犯者による犯歴の件数が58%を占めてお り、このことは、約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われているとい う事実を示している。また. 『平成 23 年版 犯罪白書』によると.平成 22 年に おける一般刑法犯検挙人員に占める再犯者の比率は 43%.刑務所への入所受刑 者人員に占める再入者の比率は56%であり、いずれも近年において上昇傾向が 続いている。さらに、刑務所出所者や保護観察中の者による重大事犯が後を絶 たないことをも考慮すると、再犯防止対策は、「世界一安全な国、日本」復活 の礎ともいうべき重要な政策課題であるとして、2012年7月20日、犯罪対策 閣僚会議において、政府による今後10年間における刑務所出所者等の再犯防 止に向けた総合対策として、「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、これ によると、数値目標として、「刑務所出所後2年以内に再び刑務所に入所する 者等の割合を今後 10 年間で 20%以上削減する」ことが掲げられている。年齢 や必要に応じ、犯罪の発生から更生保護等、犯罪者の立ち直りも含めて、併せ て教育することが必要であると思われる。正しい知識を身に付けたうえで、刑 を終えた者を受け入れる社会の在り方についても考える機会を小中高等学校の 段階で提供しなければ,多くの市民にとって犯罪は,「他人事」であるとの認

識は、いつまでも拭い去れないであろう。

- \*本稿は、「岐阜法教育推進プロジェクト」における朝日大学法学部刑事法研究室に よる研究成果の一部である。